

健康



9月30日で終了します
個別特定健診を受けましたか？

場市内医療機関 函昭和20年4月1日以前に生まれた方（人間ドックや集団健診を受けた方または受ける予定の方は除く）
■特定健診受診券及び保険証（医療・介護） 関健康課（にこふる） ☎内線367

水痘・高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種が始まります

10月1日から小児の水痘（水ぼうそう）と高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が予防接種法の定期接種に加わります。対象者には9月下旬に個別通知します。
▼水痘 ■対象年齢・接種回数 ▼1歳〜3歳未満に2回接種（標準は1歳〜1歳3か月未満に初回、6か月〜1年空けて2回目） ▼3歳〜5歳未満に1回接種（今年度のみの経過措置）
他既に接種した方の接種回数分は対象外。り患したことがある方は対象外

▼高齢者肺炎球菌感染症 対▽今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上になる方 ▼60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある方 ■接種期間・回数 10月1日⑩〜来年3月31日⑩に1回接種
他既に接種した方は対象外
▼共通 関健康課 ☎内線373

福祉



困りごとなど気軽ににご相談ください
民生委員児童委員が委嘱されました

次の方が委嘱されました。（敬称略）
▽第6民生区（第六学区）：亀井武（宮田町内会・谷地田町内会）
▽第9民生区（大泉地区）：石塚啓子（小淀川・寺田）
関本所福祉課 ☎内線139

人工透析を受けている方へ通院交通費を助成します

困次の全てに該当する方 ▼市内に住所があり、腎臓機能障害による身体障害者手帳を所持している ▼人工透析療法を受けるために交通機関（自家用車含む）を利用して通院している ▼本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課税されていない ▼生活保護等で通院交通費の給付を受けていない
関通院交通費として実際にかかった額と交付基準額のうち、どちらか低い方の額を助成 関9月30日⑩まで申請書、通院報告書、領収書（タクシー等を利用した方のみ）を本所福祉課 ☎内線137または各地域庁舎市民福祉課へ

補聴器購入費用の一部助成

軽度・中等度難聴児の発達を支援します
困次の全てに該当する方 ▼市内に住所がある18歳未満 ▼両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない（ただし30デシベル未満でも補聴器の装用が必要と医師が診断した場合は対象になります） ▼市民税所得割額46万円以上の方が世帯にいない ▼他の法令等に基づいた補聴器購入の助成等を受けていない
関基準額の範囲内で購入費用の3分の2の額を助成
関申請書、医師意見書、補聴器販売業者の見積書を本所福祉課 ☎内線137または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療



国民年金からのお知らせ

今年度の老齢基礎年金の年金額は、77万2,800円です。老齢基礎年金を受け取るには、▽保険料を納めた期間 ▼厚生年金等に加入した期間 ▼国民年金第3号被保険者であった期間 ▼保険料の免除を受けた期間 ▼学生納付特例期間 ▼任意加入できる人が加入しなかった期間等を合計して25年以上の期間が必要です。保険料を納めなかった期間があると年金額は減額されます。

受給資格を満たしていない人は、60歳以降でも受給資格期間を満たすまで（最長で70歳に達する月の前月まで）任意加入できます。また、満額受給できない人は、60歳以降でも65歳に達する月の前月まで任意加入し、保険料を納めることで、年金額を満額に近づけることができます。
老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳

生活



市営住宅入居者募集

ですが、本人の希望によって、60歳以上65歳未満の間でも、年齢に応じて減額された年金を受け取ることができません。その場合65歳以降も減額率はそのままです。この繰上げ請求によって年金受給中の人が、65歳前に障害者や寡婦となった場合には、障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。
関鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	1LDK（バリアフリー） 3DK（子育て向け）	1
城南住宅	4階・3DK	1
美原住宅	4階・2K	1
稲生住宅	3階・2LDK	1
東部住宅	3階・3DK	1
みどり住宅	1階・2DK （高齢・障害者向け）	1
大西住宅	1階・2DK （高齢・障害者向け）	1
荒川住宅	平屋・4LDK （家族向け）	1
紅葉岡住宅	2階・3K	1
柳原住宅	3階・3DK	1

■入居時期 11月中旬以降 関9月1日⑩〜22日⑩午後5時に本所建築課 ☎内線483または東部建設事務室（羽黒庁舎）・南部建設事務室（朝日庁舎）

熊の出没が多発しています

☎本所農政課 ☎内線573

今年には特に熊の出没が相次いでいます。これから秋を迎えると、熊は冬眠に備え、食べ物を求めて活発に行動します。特に夕方から早朝までの間は、人里に出没する可能性が高くなります。山や山際の農地に出掛ける際は、鈴、笛、ラジオ等、音の出るものを携帯し、十分に警戒してください。

もし、熊に出会ってしまっても、背中を見せずに、そのままゆっくりと後ずさりしながら熊から離れてください。

未収穫の野菜や果物等は、熊を呼び寄せることのないよう、残さずに回収してください。また、ごみは、決められた時間と場所に出すようにし、畑に放置したり、安易に屋外に置いたりしないようにしましょう。

熊を見掛けた場合は、近くの駐在所(警察署)、本所農政課または各地域庁舎産業課へ詳しい状況をお知らせください。捕獲用わなを設置する場合は、許可が必要です。



温海建設事務室(温海庁舎)へ ☎入居資格要件があります(子育て向け住戸は小学生以下の子供がいる世帯対象です)。応募多数の場合は抽せんで入居を決定します。応募がなかった住戸については、落選者を対象に二次抽せんを行います。一部の住戸は世帯状況に応じた優先選考です。詳しくは募集案内書をご覧ください

「公社タウン高専前・第2高専前」宅地分譲募集

■募集区画 高専前：1区画(約80坪。539万1,000円。店舗付住宅可) 第2高専前：1区画(約74坪。445万4,000円) ☎山形県住宅供給公社・嶋案内センター ☎0120・303・978または本所建築課 ☎内線483へ ☎他いづれも先着順。紹介者に10万円を差し上げる分譲紹介制度があります

その他

9月1日は「防災の日」

防災フェア2014



関東大震災や伊勢湾台風を教訓に、災害への意識を高め、災害に備えることを目的に、防災の日の前後1週間は「防災週間(8月30日～9月5日)」とされています。もしものときの避難場所や、家族との連絡方法を確認しておくとともに、防災に関する知識や技術を習得しましょう。

☎9月1日(月)～5日(金)午前10時～午後4時(5日は午後3時まで) ☎場本所市民ロビー ☎各種ハザードマップ・非常持出袋・防災資器材の展示、AEDを使った心肺蘇生法の講習、防災に関する相談窓口開設等 ☎本所防災安全課 ☎内線199

9月10日は「下水道の日」
広げよう自然を守る下水道

下水道は、川や海の水質環境の保全や衛生的で快適な生活を支えています。下水道の日イベントとして下水道いろいろコンクール応募作品を展示します。☎9月10日(水)～19日(金) ☎場本所市民ロビー ☎上下水道部下水道課 ☎内線468

9月20日～26日は「動物愛護週間」
宣誓!無責任飼い主ゼロ宣言!!

▽動物は終生大切に飼い、捨て犬・捨て猫は絶対にやめましょう(動物を捨てることは犯罪です) ▽繁殖を望まない場合は不妊・去勢手術をしましょう ▽しつけや健康管理をし、動物の種類に合った快適な環境を整えましょう ▽動物を飼っていない人にも迷惑を掛けないようにしましょう

どうしても飼えない事情ができた場合は、庄内保健所生活衛生課 ☎66・4748へご相談ください。犬や猫の譲渡事業も行っています。 ☎健康課 ☎内線362

9月21日～30日
秋の交通安全県民運動

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発します。市民一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、市民総参加で交通事故の防止に努めましょう。 ☎本所防災安全課 ☎内線179

9月は「オゾン層保護対策推進月間」

地球温暖化防止、オゾン層保護のため、フロン類の回収が義務付けられています。地球を取り巻くオゾン層は、皮膚がんや白内障等の原因となる有害な紫外線から私たちを守っています。しかし近年は、フロン類によってオゾン層の破壊が進んでいることがよく知られています。このオゾン層を回復させるため、冷蔵庫やエアコン等、フロン類を用いた家電製品の処分は適切に行いましょう。また、業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫の廃棄時には、知事の登録を受けた専門業者によるフロン類の回収が必要です。整備時にフロン類の回収が必要になる場合も同様です。地球環境に優しいライフスタイルにしていきましょう。 ☎本所環境課 ☎内線720

キノコ採りのシーズンを迎えます
キノコ採りの事故に注意!!

次のことを守り事故に遭わないようにしましょう。 ▽一人で出掛けない ▽行き先や帰る時間、連絡先等を家族に知らせしておく ▽迷ったら歩き回らない ▽携帯電話、食料、防寒具を持って行く ▽暗くなる前に帰る

なお、ダニを媒介とする新たな感染症ウイルスの発生が報道されています。山に入る際は長袖を着用する等、肌を露出しない服装を心掛けましょう。 ☎本所防災安全課 ☎内線199